（様式1）

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 尼崎市商業立地ガイドラインの見直しについて

局課名： 経済環境局経済部商業観光課

施策の目的	計画的なまちづくりを進める商業立地の指針である尼崎市商業立地ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、そのあり方を見直すことにより、市民や来訪者にとって快適で良好な都市環境の形成と地域商業の維持・活性化を図るため。
現状・背景	本市では、新たな商業の立地について、住・工・商が融和し、相乗効果が発揮され、計画的なまちづくりを進める商業立地の指針として、平成16年にガイドラインを策定し、大規模小売店舗の立地適正化や交通負荷の抑制などに一定の役割を果たしてきました。 一方で、策定から約20年が経過し、商業環境や土地利用を取り巻く状況が変化するとともに、国や兵庫県においても、大規模小売店舗立地法や大規模集客施設に係る土地利用調整制度などが整備・成熟してきました。 こうした状況を踏まえ、市独自の面積規制の必要性や、地域商業への配慮のあり方を改めて整理し、廃止を含めたガイドラインの見直しを行うものです。
課題	ガイドラインは、地域特性に配慮した商業立地を図り、地域に調和したまちづくりに一定の役割を果たしてきました。一方で策定から約20年が経過し、次のような課題も見られるようになっています。 〇国や兵庫県の開発協議制度が整備・成熟してきたことにより、市独自の面積規制との役割分担を整理する必要があること 〇現在のガイドラインによる面積規制について、制度運用上の実効性に課題が見られること
施策の策定にあたっての考え方	本市では、平成16年のガイドライン策定以降、約20年にわたって、市内をゾーン別に区分した面積規制により、地域特性に応じた商業立地の誘導を図ってきました。 その中で上記のような課題も見られることから、下記の観点からガイドラインのあり方を見直し、住・工・商の融和を目指しながら、今後の都市環境の形成につなげるものです。 〇国・兵庫県の制度との役割分担の整理 〇課題から見えてくる、より実効性のある商業施策のあり方
意見を聴取するポイント	ガイドラインは、「人と産業がいきいきとするまちづくり～住・工・商の融和を目指して～」をコンセプトに策定され、市民や事業者、地域商業にも関わる指針であることから、市民の皆様からご意見を募集します。 〇ガイドラインによるゾーン別面積規制の必要性について 〇商業立地ガイドラインの見直し後の商業立地のあり方について
市民意向調査（ステップ2）の実施手法	令和8年12月1日（火）から12月28日（月）まで市ホームページにおいて、意見募集を行います。
お問い合わせ先	経済環境局経済部商業観光課　〒660-0876兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階 電話番号（TEL）　・・・・・・06-6430-9750 ファクス（FAX）　・・・・・06-6430-7655 メールアドレス（Eメール）　・・・・・ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp